

議 事 日 程

第 6 回定例会
R 8 . 6 . 12 午後 3 時
狛江市防災センター 3 階会議室

1 付議案件

(1) 議案第 54 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 議案第 55 号

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する要綱

2 報告案件

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

(1) 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の協議状況報告について

議案第 54 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 12 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額について、東京都と同額とするため、所要の改正を行う。

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 8 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第 1 （第 4 条関係）							別表第 1 （第 4 条関係）						
医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上	医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5 年未 満	5 年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	9,060 円	10,332 円	<u>14,397</u> 円	<u>15,198</u> 円	<u>17,259</u> 円	<u>17,937</u> 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	9,060 円	10,332 円	<u>14,175</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>16,467</u> 円	<u>17,496</u> 円
(略)							(略)						

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表第1の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

議案第 55 号

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する
要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月12日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

都立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の改正に伴い、在宅勤務の要件等について、所要の改正を行う。

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和8年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱（令和6年教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（承認権者等） 第3条 （略） 2 <u>在宅勤務の実施に係る命令（以下「在宅勤務等命令」という。）の命令権者（以下「在宅勤務等命令権者」という。）は、狛江市立学校事案決定規程（平成16年教育委員会規程第2号）別表に定める出張の取扱いに準ずる。ただし、校長の在宅勤務等命令権者は、教育長とする。</u> （要件） 第4条 （略） 2 在宅勤務を承認するに当たっては、次の教職員（以下「優先対象教職員」という。）を優先するものとする。 （1） （略） （2） <u>配偶者、パートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族（以下「親族」という。）又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものを介護する職員</u> （3）・（4） （略） 3 <u>出張を伴う用務等の前後の時間に行う在宅勤務は、登庁し、又は帰庁することよりも効率的と認められる場合にのみ在宅勤務等命令を行うことができる。</u>	（承認権者） 第3条 （略） （要件） 第4条 （略） 2 在宅勤務を承認するに当たっては、次の教職員（以下「優先対象教職員」という。）を優先するものとする。 （1） （略） （2） <u>配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方、二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する教職員</u> （3）・（4） （略）

改正後	改正前
(実施単位) 第5条 在宅勤務は、日、<u>半日又は時間</u>を単位として<u>実施</u>する。	(実施単位) 第5条 在宅勤務は、日又は半日を単位として承認する。<u>ただし、やむを得ない場合は、時間を単位とした承認も可とする。</u> <u>また、出張等の前若しくは後、又はその両方に引き続く在宅勤務で、職務に支障がないと認めるときも、時間を単位として承認することができる。</u>
(実施場所) 第6条 在宅勤務の実施場所は、原則として在宅勤務を実施する教職員（以下「実施教職員」という。）の自宅とする。ただし、あらかじめ所属長の承認を受けた場合は、<u>育児や介護等の事情により滞在する親族の住居等や、異動等に伴い転居した場合の転居前の住居</u>を実施場所とすることができる。	(実施場所) 第6条 在宅勤務の実施場所は、原則として在宅勤務を実施する教職員（以下「実施教職員」という。）の自宅とする。ただし、あらかじめ所属長の承認を受けた場合は、<u>実施教職員が介護を行う要介護者の自宅等</u>を実施場所とすることができる。
(服務等) 第7条 実施教職員の服務等については次のとおりとする。 (1) 実施教職員の服務の取扱いは、自宅等<u>での勤務</u>とする。 (2) 実施教職員の勤務時間は次のとおりとする。 ア 実施教職員は、所属長に<u>割り振られた</u>正規の勤務時間に合わせて勤務する。 イ 半日を単位とする在宅勤務は、実施教職員の<u>昼の</u>休憩時間の前又は後に引き続く勤務時間とする。 ウ <u>時間を単位とする在宅勤務は、半日を単位とする在宅勤務</u>	(服務等) 第7条 実施教職員の服務等については次のとおりとする。 (1) 実施教職員の服務の取扱いは、自宅等<u>へ</u>の出張とする。 (2) <u>実施教職員の旅費は、教育関係職員の旅費支給規程（昭和48年教育委員会訓令第18号）第11条の2第1項第6号の出張に該当する。</u> (3) 実施教職員の勤務時間は次のとおりとする。 ア 実施教職員は、所属長に<u>振り分けられた</u>正規の勤務時間に合わせて勤務する。 イ 半日を単位とする在宅勤務は、実施教職員の休憩時間の前又は後に引き続く勤務時間とする。

改正後	改正前
<u>務以外で、正規の勤務時間の一部で実施される勤務時間とする。</u> <u>(3) 在宅勤務における休憩時間は、正規の勤務時間中の事前に割り振られた時間とし、半日又は時間を単位とした在宅勤務において、実施場所と通常の勤務場所との間又は当該在宅勤務の実施場所間の移動を行う場合は、原則として在宅勤務の前又は後に置かれた休憩時間内に行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由により、日を単位とした在宅勤務の実施職員が、当日に急きよ、所属長又は在宅勤務等命令権者（以下「所属長等」という。）から職場への出勤を命ぜられた場合における当該移動に係る時間は、この限りではない。</u> <u>(4) 勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等を行う教職員の休憩時間の追加並びに始業及び終業の時刻の変更は、次のとおりとする。</u> <u>ア 在宅勤務等命令権者は、正規の勤務時間の割振り上の休憩時間だけでは、勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等（教職員の住居における勤務その他これに類する場所における勤務をいい、その勤務に移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合は、休憩時間に加え、当該移動に必要と認められる時間をあらかじめ休憩時間として置くものとし、休憩時間を置くときの始業及び終業の時刻は、各学校で定める勤務時間の割振りの範囲内で変更するものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得する場合は、この限りではない。</u>	<u>(4) 実施教職員の休憩時間は、正規の勤務時間中と同様に45分間又は1時間とし、正午から午後1時45分の間で所属長が決定する。この場合において、在宅勤務における休憩時間の割り振り変更は、一斉休憩除外の協議は不要とする。</u>

改正後	改正前
<u>イ 勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等を行う教職員が、当該在宅勤務等の実施場所と通常の勤務場所との間又は当該在宅勤務等の実施場所間の移動において、昼の休憩時間を超えて移動する場合、又は昼の休憩時間以外で移動する場合は、在宅勤務等の適切な実施を確保するため、移動に必要と認められる時間を30分単位であらかじめ休憩時間として置くものとする。ただし、当該移動に必要と認められる時間について休暇等を取得する場合は、この限りでない。</u> <u>ウ イの場合において、緊急かつやむを得ない事由により、日を単位とした在宅勤務等を行う教職員が、当日に急きよ在宅勤務等命令権者から職場への出勤を命ぜられて移動する場合は、在宅勤務等の適切な実施を確保できるものとみなす。</u> <u>エ 休憩時間を追加した場合、追加した分、正規の勤務時間の終業時刻の繰下げ又は始業時刻の繰上げを行うものとする。この場合において、始業及び終業の時刻を変更する場合は、職場において設定された始業及び終業の時刻の範囲内で変更を行うこととする。</u> <u>オ 在宅勤務等を中止することになった場合には、在宅勤務等命令権者は、前日までに変更前の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に変更するものとする。この場合において、当日に急きよ、緊急かつやむを得ない事由により、在宅勤務等の実施前に中止を命ぜられた場合は、在宅勤務等命令権者は、当日においても変更前の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に変更するものとする。</u>	<u>(5) 半日を単位とした在宅勤務における実施教職員の自宅等</u>

改 正 後	改 正 前
(5) (略) (6) (略) (在宅勤務の実施手続) 第8条 在宅勤務の実施手続は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>在宅勤務等命令の手続は、次のとおりとする。</u> ア <u>在宅勤務命令権者は、事前に希望教職員に在宅勤務を実施する月日その他必要事項を在宅勤務命令簿（第2号様式）に記入させ、所定の欄に押印することで、在宅勤務の実施を命ずるものとする。</u> イ <u>在宅勤務等命令権者は、当日に急きょ、緊急かつやむを得ない事由により、既に発した在宅勤務等命令の変更をする必要があると認められる場合には、その変更をすることができる。</u> (3) <u>半日又は時間を単位とした在宅勤務を実施することに伴い、通常の休憩時間45分に加えて休憩時間を追加する必要がある場合は、在宅勤務を実施しようとする日の前日までに勤務時間変更の手続を行う。この場合において、前号イに該当する場合のうち、あらかじめ勤務時間変更を行っていた場合で、在宅勤務の実施前に在宅勤務を実施しなくなった場合は、その当日に、改めて勤務時間変更手続を行う。</u> (4) 在宅勤務開始時の報告は、次のとおりとする。 ア 実施教職員は、在宅勤務開始時に、以下の事項を<u>所属長</u>	<u>と学校との間の移動は、原則として在宅勤務の前又は後に置かれた昼の休憩時間内に行うものとする。</u> (6) (略) (7) (略) (在宅勤務の実施手続) 第8条 在宅勤務の実施手続は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>旅行命令権者は、在宅勤務実施前までに、実施教職員の申請に基づき、旅行命令手続を行う。</u> (3) 在宅勤務開始時の報告は、次のとおりとする。 ア 実施教職員は、在宅勤務開始時に、以下の事項を<u>所属長</u>

改正後	改正前
等へ報告する。 (ア)・(イ) (略) イ 在宅勤務時に休憩時間を開始する際は、業務の進捗状況の報告を<u>所属長等</u>に行う。 (5) <u>所属長等</u>は、必要がある都度、電子メール又は電話等により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。 (6) 在宅勤務終了時の報告は、次のとおりとする。 ア 実施教職員は、在宅勤務終了時に、以下の事項を<u>所属長等</u>に報告するとともに、必要に応じ、当該勤務の事実を証する資料等を提出する。 (ア)・(イ) (略) イ (略) (7) 第1号、第3号、<u>第4号</u>及び前号に掲げる手続は、原則として、電子データにより行うこととする。	へ報告する。 (ア)・(イ) (略) イ 在宅勤務時に休憩時間を開始する際は、業務の進捗状況の報告を<u>所属長</u>に行う。 (4) <u>所属長</u>は、必要がある都度、電子メール又は電話等により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。 (5) 在宅勤務終了時の報告は、次のとおりとする。 ア 実施教職員は、在宅勤務終了時に、以下の事項を<u>所属長</u>に報告するとともに、必要に応じ、当該勤務の事実を証する資料等を提出する。 (ア)・(イ) (略) イ (略) (6) 第1号、第3号及び前号に掲げる<u>申請、承認及び報告に係る</u>手続は、原則として、電子データにより行うこととする。
(在宅勤務の変更、失効及び取消し) 第9条 在宅勤務の変更、失効及び取消しは、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 在宅勤務の取消しの手続は、次のとおりとする。 ア (略) イ 所属長は、在宅勤務の承認を取り消したときは、<u>在宅勤務承認取消通知書(第3号様式)</u>により通知する。 (4) (略)	(在宅勤務の変更、失効及び取消し) 第9条 在宅勤務の変更、失効及び取消しは、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 在宅勤務の取消しの手続は、次のとおりとする。 ア (略) イ 所属長は、在宅勤務の承認を取り消したときは、<u>在宅勤務承認取消通知書(第2号様式)</u>により通知する。 (4) (略)

改 正 後	改 正 前
(情報セキュリティ対策等) 第11条 (略) 2 (略) 3 実施教職員は、在宅勤務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）及び<u>狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー（令和7年10月10日教育長決裁）</u>に定める情報セキュリティに関する規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いについては、安全管理措置を徹底するものとする。	(情報セキュリティ対策等) 第11条 (略) 2 (略) 3 実施教職員は、在宅勤務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）及び<u>狛江市教育委員会情報セキュリティポリシー</u>に定める情報セキュリティに関する規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いについては、安全管理措置を徹底するものとする。

第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に別紙の1様式を加える。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年4月1日から前項に規定する施行日までの間に、この要綱による改正前の狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱第8条第2号の規定による手続を行った在宅勤務については、この要綱による改正後の狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定を適用し、改正後要綱第8条第2号アの規定により在宅勤務の実施を命じられたものとみなす。

[illegible]

在宅勤務命令簿

〔 年 月分〕

所属

職層名	職層コード	職層説明
1	1000	経営者
2	2000	役員
3	3000	部長・課長
4	4000	係長・主任
5	5000	班長・係長
6	6000	班長・係長
7	7000	班長・係長
8	8000	班長・係長
9	9000	班長・係長
10	10000	班長・係長
11	11000	班長・係長
12	12000	班長・係長
13	13000	班長・係長
14	14000	班長・係長
15	15000	班長・係長
16	16000	班長・係長
17	17000	班長・係長
18	18000	班長・係長
19	19000	班長・係長
20	20000	班長・係長
21	21000	班長・係長
22	22000	班長・係長
23	23000	班長・係長
24	24000	班長・係長
25	25000	班長・係長
26	26000	班長・係長
27	27000	班長・係長
28	28000	班長・係長
29	29000	班長・係長
30	30000	班長・係長
31	31000	班長・係長
32	32000	班長・係長
33	33000	班長・係長
34	34000	班長・係長
35	35000	班長・係長
36	36000	班長・係長
37	37000	班長・係長
38	38000	班長・係長
39	39000	班長・係長
40	40000	班長・係長
41	41000	班長・係長
42	42000	班長・係長
43	43000	班長・係長
44	44000	班長・係長
45	45000	班長・係長
46	46000	班長・係長
47	47000	班長・係長
48	48000	班長・係長
49	49000	班長・係長
50	50000	班長・係長
51	51000	班長・係長
52	52000	班長・係長
53	53000	班長・係長
54	54000	班長・係長
55	55000	班長・係長
56	56000	班長・係長
57	57000	班長・係長
58	58000	班長・係長
59	59000	班長・係長
60	60000	班長・係長
61	61000	班長・係長
62	62000	班長・係長
63	63000	班長・係長
64	64000	班長・係長
65	65000	班長・係長
66	66000	班長・係長
67	67000	班長・係長
68	68000	班長・係長
69	69000	班長・係長
70	70000	班長・係長
71	71000	班長・係長
72	72000	班長・係長
73	73000	班長・係長
74	74000	班長・係長
75	75000	班長・係長
76	76000	班長・係長
77	77000	班長・係長
78	78000	班長・係長
79	79000	班長・係長
80	80000	班長・係長
81	81000	班長・係長
82	82000	班長・係長
83	83000	班長・係長
84	84000	班長・係長
85	85000	班長・係長
86	86000	班長・係長
87	87000	班長・係長
88	88000	班長・係長
89	89000	班長・係長
90	90000	班長・係長
91	91000	班長・係長
92	92000	班長・係長
93	93000	班長・係長
94	94000	班長・係長
95	95000	班長・係長
96	96000	班長・係長
97	97000	班長・係長
98	98000	班長・係長
99	99000	班長・係長
100	100000	班長・係長

氏名

命令
權者

在宅勤務月日

在宅勤務時間

実施場所

勤務内容

備考

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 目

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

月 日

時 分から
時 分まで

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(実施職員)

宛

(所属長)

在宅勤務承認取消通知書

年 月 日付けで承認した在宅勤務については、要綱第9条第3号アに基づき、承認を取り消します。

記

1 取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由

第4回(令和8年度第1回)狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 開催結果について

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会を令和8年5月18日に開催し、論点整理(素案)(別紙)について協議を行った。主な意見は以下の通り。

今後は、以下の意見や児童生徒・保護者等の意見も踏まえ、論点整理(案)を修正し、第5回の同協議会(令和8年8月28日)において、議論を深めることを予定している。

なお、第5回の会議開催までの間に、コミュニティ・スクールにおいても、提示論点整理(素案)について協議を進める。

【子どもの実情】

- 子どもが大きな夢や目標を語ること自体がなくなっている。
- よい集団の中で何の問題もないと思っていた中で、不登校や希死念慮を持つ子どもが増えてしまう。
- 正解主義で子どももテストの点数で、自分が誰より優位かを捉えている。
- 物分かりが良すぎる子どもや大人への期待に敏感になっている。

【教育内容】

- 子どもたちが、将来社会の中でお互いに認め合えるような関係を構築できるようにする育む必要がある。
- 子どもの声、思いを聴くことが重要だ。同時に本音を聴くことの難しさがある。教員だけ、学校だけで対応するのではなく、地域人材の力を活用することも有効ではないか。
- 楽しさやワクワクをどう作っていけるか、という観点が必要。
- 働き方改革が子どもと向き合うためになっているのか、見直す必要がある。

【教育資源】

- 子どもの好きや興味は違ってその「やりたい」という気持ちは多様であること、それに対応するためにも、地域の人材や物理的な場の受け皿が必要。
- ゾーンによって地域のサポートの力に差がある。オール狛江で支えていけないか。
- 多摩川などの自然や文化環境を活かす必要ではないか。
- 学校に関わるステークホルダーが多様にあり、活用することが必要ではないか。
- 学校以外の教育・子育て施設も活用・情報連携していくことが必要ではないか。

【学校整備】

- 現在の学校では、ネット環境が十分でない、集会できる場所がない、ロッカーが小さいな

どのリソースの限界がある。

- 学校が特色を出す際に、「他の学校は違う」等の足の引っ張り合いにならないよう、学校選択制などの導入の検討も必要ではないか。
- 公立学校の強みとして、大人になって戻ってきた時にも、思い出を振り返り、語り合える仲間がいるような地元が作れるということがある。

【保護者の関心・巻き込み】

- 保護者は自身の子どものしか情報源がない状態になっているのではないか。
- 保護者の学校への「理解」までいかず、「関心」がそもそも至らない感覚がある。
- 地域と協力して地域とともに保護者をどう巻き込むかのかが重要だと考えた。
- 保護者を巻き込む際に、「楽しい」「必要だ」と思える場を作ることが重要。大人の主体性を磨いていく必要がある。
- 保護者も教師もお互いに知っていき、情報を持ち合うことが重要（茶話会や懇談会など）で、保護者と一緒に学校を作っていくことが必要だ。
- 大人同士（教師、保護者、地域）のコミュニケーションや語り合える場が重要だと思った。地域は教師も保護者も応援したいと思っている。
- 保護者同士で悪口を言っている様子を子どもは見ている。大人によるそういった環境がある中で、子どもはどう育つか、認め合える集団づくりが出来るのか。
- 主張の強い少数の保護者の意見に振り回されすぎず、教師は自信を持って取り組むべき。

狛江市 魅力ある学校づくりの推進に関する
論点整理(素案)

令和9年〇月

狛江市教育委員会

目次

1. 背景	3
2. 検討の目的・体制	3
3. 検討期間・検討の過程	5
4. 協議から見えた、今後の検討に際して盛り込むべき視点・論点	7
4-1: 児童生徒数の変化	7
4-2: コロナ禍の影響と情報過剰社会において、子どもの「～したい」を見つけることの難しさ	8
4-3: 子どもの特性の多様さと、抱える生きづらさ	9
4-4: 地域の活力(地域学校協働活動等)と、コミュニティ・スクールのゾーンの発展途上	10
4-5: 学習指導要領改訂の動きを踏まえた、「裁量」を最大限活かした学校づくりの必要性	11
5. 今後の協議に当たって留意したい点	12

1. 背景

- 令和 7 年 4 月に策定した「第 4 期 狛江市教育振興基本計画」において、「学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深める」ことを明記している。
- 加えて、現在、また今後において、以下の①～⑤のような状況変化がありうることも踏まえ、市教育委員会において、より良い教育環境構築に向けた検討を開始することが必要となる。

- ① 児童生徒数の変化(子育て世代の流入、中学受験のニーズの高まり等)
- ② 地域コーディネーター等の積極的な地域学校協働活動と、ゾーンを中心とした小中一貫の教育の進行
- ③ 学習指導要領改訂の動きを踏まえた、魅力ある、発展可能性のある学校づくりの必要性
- ④ 特別支援教育のニーズの高まりや不登校児童生徒数の急増を踏まえた、子どもの持つ個性を活かした個別最適な学びを提供する必要性
- ⑤ 教職員の負担軽減の必要性

- また、狛江市公共施設整備計画(令和2年3月(P))では、概ね 70 年を目標耐用年数とした場合、狛江第一中学校が令和 16 年度から建て替え、狛江第五小学校が令和 18 年度から建て替え、狛江第二中学校が令和 20 年度から建て替えを想定している旨が明記されている¹。最も早い建て替え想定時期を8年後に迎えることも考えれば、適正規模・適正配置の検討を開始し、令和 12 年の狛江市公共施設整備計画の改定に歩調を合わせる必要がある。

2. 検討の目的・体制

- 本検討は統廃合自体を目的としたものではなく、現在だけでなく、これからの不確実性の高い未来を生き抜く狛江の子どもたちにとって、「～したい」が見つかる学校を将来的に整備することを目的に、多面的な検討を行うこととした。
- その際、施設整備等のハード面の検討だけでなく、学習環境を構成する重要な要素である教職員の資質や教育内容等のソフト面の検討も重要となる。そのため、検討の対象範囲として、ソフト面・ハード面の両面を検討することとした。
- 検討体制としては、現在の狛江市の子どもたちの状況等に関する定量的・定性的なデータを基に、コミュニティ・スクールのゾーンでの協議結果を基盤としたボトムアップでの検討を重視した。なお、ゾーンでの協議が円滑に進むよう、教育委員会既存事業の教務主任研修やリーダー育成研修等を活用し、現在の狛江市立学校の強み、課題、未来に継承したい要素

¹建て替えは各校3年間(解体工事を含む)としている。

について、グループワークを行い、対話の素地を作った。

- これらの狛江市の実態に基づくボトムアップの意見と、他自治体や国内外の知見に基づく意見も活用しながら、オール狛江として、中長期的な視点で検討を深められるよう、「魅力ある学校づくりの推進連絡協議会」を設置し、狛江の今、隣接する地域の今、未来のあるべき姿の3つの視点を往還した協議を行った。

3. 検討期間・検討の過程

- 検討期間は、「魅力ある学校づくりの推進連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置・開催した令和7年9月から令和9年3月までとなる。
- 検討の過程の詳細は以下のとおり。

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会	
第1回: 令和7年9月12日(金)	内容: (1)会議設置目的とグラウンドルール、主な協議事項とスケジュールについて (2)狛江市立小・中学校の教育データ共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ共有(推計・過去の推移)
第2回: 令和7年12月2日(火)	内容: (1)教育委員等による他事例視察結果について (2)有識者ヒアリング結果について (3)中央教育審議会における主な議論について
第3回: 令和8年3月3日(火)	内容: (1)各コミュニティ・スクールのゾーンからの今年度の協議結果について (2)狛江市の特別支援教育の現状から見る課題について (3)今年度の振り返りと次年度に向けて協議したい点
令和8年以降補記	
狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 準備会	
令和7年8月6日(水)	内容: (1)狛江市の学校で「10年後も残したい」強み (2)強みを発展させるために、「あったらいいな」と思う資源や「ないと困る」と思う資源
狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 有識者ヒアリング	
第1回: 令和7年9月18日(木)	内容: (1)有識者ヒアリングの目的等について (2)これまでの「狛江市 魅力ある学校づくりの推進連絡協議会」及び準備会での協議内容共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ(現状・推計・過去の推移) (4)各有識者からのご意見(狛江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれうる点について)
第2回: 令和7年11月14日(金)	内容: (1)有識者ヒアリング(第1回)の主な意見について

	(2)粕江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれる点について
教育委員 近隣自治体視察・ヒアリング	
令和7年10月～11月	内容： 世田谷区、調布市、三鷹市の3つの近隣自治体に視察及びヒアリングを行うとともに、1つの自治体(自治体名非公表)にオンラインヒアリングを行った。

4. 協議から見た、今後の検討に際して盛り込むべき視点・論点

- 令和7年度・令和8年度の協議会における協議内容や他自治体や外部有識者ヒアリングから得られた知見、また、国の学習指導要領等の改訂検討の情報等を基に、狛江市において今後、学校の適正規模・適正配置を検討する上では以下の視点・論点が必要となると言える。
- なお、VUCA時代と言われる中、子どもの生活、子どもを取り巻く環境は急速に変化する可能性があり、今後の計画策定においてもこれらの変化に応じて、上記の視点・論点に過度に縛られることなく、柔軟に見直しを行うことが望ましい。

4-1: 児童生徒数の変化

- 狛江市における令和17年度までの推計では、児童生徒数は微減傾向にあり、特に中学校は令和17年度頃まで見通すと減少傾向にある。
- 具体的には小学校では和泉小学校を除いて、少なくとも100名程度は減少する。減少幅は学校によりやや異なり、狛江第一小学校・狛江第三小学校は減少幅は小さい(1割程度)が、狛江第六小学校・緑野小学校は減少幅がやや大きい(2割程度)。
- 中学校では、令和11年度頃までは横ばいや微増だが、狛江第三中学校を除いて令和17年度頃まで見通すと減少傾向にあり、令和7年度と比べ8割程度の規模になる可能性がある。
- また、首都圏の受験率は高く、狛江市においても市立中学校進学に至らなかった生徒数の割合は増加傾向にある(令和7年度で22%程度が市立中学校進学に至っていない)。
- この点、近隣自治体では、児童生徒数の減少を見越して、新たに学校施設を整備する際には、学校という公共施設を時間帯に分けて、多様な主体が安全に利用できることを想定した施設整備がされている。地域学校協働活動がより体系的・組織的に進展している狛江市においては、地域とともにある学校づくりを推進する観点でも、学校がより日常生活に直結した公共施設になることは重要である。
- これらを踏まえると、減少が見込まれる学校・ゾーンを中心に適切な規模かどうか検討を行う必要がある。その際に通学区域見直し、中学校選択制等の学校施設の整備を伴わない選択肢も併せて考える必要がある。学校施設を新たに整備する際は、現状の機能を維持するのみではなく、学校という公共施設を多様な主体が利用できるよう、複合化も含めた検討を行うことが必要である。複合化に際しては、例えば乳幼児の子どもを持つ家庭の利用などを想定することで小1ギャップの解消を企図する等、社会福祉や社会教育の観点も重要となる。
- 一方で和泉小学校、狛江第三中学校は市内の大規模団地の建替えにより、入居世帯の状

況によっては児童生徒数が増える可能性がある。中学校受験の割合等も勘案すると、特に小学校においては児童数の増加に対応した施設整備が一時的に必要となるが、このために仮設校舎を整備することが適切なのか、通学区域の見直しを行うことが妥当なのか、検討を深める必要がある。

4-2: コロナ禍の影響と情報過剰社会において、子どもの「～したい」を見つけることの難しさ

- 新型コロナウイルスの感染症対策として、全国で、令和2年から令和5年頃まで、様々な教育活動が制限を受けることとなり、狛江市においても同様である。令和5年に出生した子どもが義務教育を終了する令和20年頃までは、この影響について向き合う必要がある。
- この分野の研究はまだ途上段階であるが、一般論としてコロナによる影響として、就学前から学童期までの子どもを対象とした研究では、言語発達やコミュニケーション能力、他者の視点に立って物事を判断する力などの社会性発達、運動発達などでマイナスの影響が認められ、それが一律ではない(学力では、もともと成績の低い子どもや経済的状況が困難な家庭の子どものほうが学力低下が著しく、回復も遅い)ことが指摘されている²。
- この「他者との関係構築の難しさ」は、家族関係・友人関係はもとより、教師も含め、学校で出会う様々な人に対しても関係性を築きにくくなっていく可能性が高い。学校の存在意義の一つには、多様な価値観に触れ合い、共生していく所作を身に着けることがあるが、価値観に触れ合えるような距離感になること自体が、今後より困難になる可能性がある。(さらに、特別支援教育はインクルージョンよりも分離を前提とした学びになっている。)
- さらにこれに加えて、生成 AI と SNS が急速に普及し、情報過剰社会とも言われる中で日常生活を送っている子どもたちは、処理しきれない情報の中で、何かをしたい、という欲求を持たないほどにストレス・疲労を感じている可能性がある³。さらに過剰な情報の中で、好きなものや興味のあるものだけが配信される SNS や身近の人の意見を主な情報源とすることで、「同質な仲良しグループで閉鎖的に固まる段階(チャムグループ)」に発達段階が止まる懸念も示されている⁴。他方でインターネット利用の規制は各国で試行錯誤されているものの、現時点においては有用な策が豊富にあるとは言えない。
- このように他者との関係構築の難しさがあり、学校で学ぶべき他者と共生する所作は一層獲得しにくく、また情報が過剰に溢れる中で「～したい」を見つけること自体が難しさを増す。このような中で他者と協働して「～したい」ものを実現していくことは容易ではなく

²桑原千明「コロナ禍の影響からみる発達において重要な要因—直接的な経験と集団での経験—」指導と評価 2026 年 3 月号

³Dealing with Information Overload: A Comprehensive Review」(Arnold et al., 2023)によれば、情報過負荷は、処理しきれない量の情報が個人の認知リソースを圧迫し、ストレス・疲労・業務効率の低下を引き起こす現象があり、これらは個人の課題だけで対応をすべきものではなく、組織的な対応(情報整理や認知的休息の導入、目的の明確化)も必要になることが指摘されている。

⁴公益財団法人日本財団ウェブサイト (https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2025/111361/eighteen_survey)

なりつつある。

- このような社会環境を所与の条件とするのであれば、学校教育においては、ICT 機器を通じた情報だけでなく、これまで以上に直接的に環境と触れ合い、自らの感覚を用い、環境との相互作用から総合的に考えを組み立てていく機会が必要で、そのためには直接的な経験や集団での経験が一層重要になる。

4-3:子どもの特性の多様さと、抱える生きづらさ

- 狛江市において、特別支援学級の利用者数は令和2年以降右肩上がりとなっている。特に小学校では固定学級で約 1.4 倍、通級で約 1.8 倍の利用者数となり、全体で 1.7 倍となっている。また中学校でも、固定学級は約 2.1 倍となり、全体で約 1.5 倍の利用者数であり、特別支援教育のニーズの高まりがうかがえる。
- さらに平成 24 年度から開始した教員が特別支援教室を巡回するモデルは、この利用者数の状況では、円滑な教室運営が出来なくなっていること、さらに拠点校と巡回校の支援の差が大きいことが、現場で運営する教員から指摘されており、各校を拠点にすべきでないか、との意見がある。
- また、長期欠席者数について、平成 30 年度と比べて小学校は約 2 倍、中学校は約 1.5 倍に増加しており、不登校者数、平成 30 年度と比べて小学校は約 3.5 倍、中学校は約 1.9 倍に増加しており、「毎日学校に行きたい」を前提とした学校経営は出来ない状況である。
- さらに、不登校者数のうち、前年度継続数は、平成 30 年度と比べて中学校で 1.6 倍の増加、小学校は約 8.8 倍と急増している。さらに令和6年度は小学校で 54%が、中学校では 50%が前年度から継続しており、子どもの学習権が長期間にわたり保障されていないことが懸念される。この点と関連して、自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童への関わりが学校復帰を促すところから関わる必要があったり、特別支援学級の生徒が不登校状態になっていること等、不登校対策には、通常級の支援だけでなく、特別支援教育の充実の観点が一層必要だといえる。
- 同時に障がいの有無にかかわらず、現在の学校教育では包摂しきれていない子どもは少なからずおり、子どもの持つ特性や凸凹を十分に活かすことができておらず、通常級とともに、どのようにすれば個別最適な学びが現実的に提供できるのか、検討することが必要となる。市において、全ての子どもへの個別最適な学びを実現するためには、現在の学校教育の教育課程や人員体制だけで完結することを目指すのではなく、学校外での学びの場を多面的に評価し、個々の発達段階に応じた多様な学習機会に繋げるための情報・資源の提供が必要となる。
- 他にも、2067 年には日本の人口の約 1 割が外国人になるとの推計もあり、狛江市においても、外国ルーツの子どもの数が増える可能性が考えられる。ここに例示している「多様さ」はあくまで 2026 年現在に主要なトピックスとして扱われるものであり、数年後に

はさらにこの多様さの種類は増えている可能性もある。

- 関連して子どもの世界の変化として、有識者から指摘があったことは、子どもの抱える生きづらさである。本市においては、経済的貧困だけではなくある種のプレッシャー等があるのではないかと、との指摘もあった。そして、周りにいる大人はこの子どもの生きづらさを感じ取れず、大人の育てようとする意図と子どもの育ちとが結果的にかみ合わない状態が続いている可能性も考えられる。
- また、学校という子どもにとって大きく、唯一とも思える社会であり、「学校カースト」とも称される文化や同調圧力がある中で、自分自身の抱える辛さや困り感を相談することは容易なことではない。これは、顕在化しにくい生きづらさを抱えた子どもにとっては、なおのことである。
- 今後、4-2で示した関係性構築の難しさだけでなく、社会潮流として自己責任化の強まりや「個人の力が伸びれば良い」という視点の強化が進めば、より一層他者に弱みを見せ、SOSを出すことは難しさを増す可能性がある。
- そのような中で、教職員が相談できるだけの信頼関係を築き、その関係性に基づき、得られた情報は非常に重要だが、これらが小学校から中学校に進学する際に、積み重なった貴重な情報が上手く接続できていない場面もある。
- 今後、子どもが自身の抱える辛さや困り感を相談できるよう、教員だけでなく、学校で共に生活をする子どもも含めて、子どもの思いや声を実質的に聴き、受け止められるような環境づくりが必要となる。また学校では、教員だけでなく、スクールカウンセラーや学校医等、生死について語ることでできる大人がいかに身近にいるかが一層重要になる。

4-4:地域の活力(地域学校協働活動等)と、コミュニティ・スクールのゾーンの発展途上

- 現在の中ゾーンを除いて、各ゾーンでは、地域学校協働活動の制度に拠らずとも、地域が子どもを育てるとの思いのもと、様々な活動が展開されている。
- また、一部のゾーンでは、CSにおいて熟議を行うことの価値を認識しはじめ、これまで点在・散発していた地域学校協働活動が少しずつ広がり始めている。また小学校・中学校の管理職の兼務発令やCS運営を契機とし、小学校の授業を学ぶ・中学校の授業を学ぶなどの動きがある。
- 一方で徒歩10分以内の距離にある学校間であったとしても、小学校・中学校の教職員を互いに知り、子どもの様子を共に知ることが出来ている状況とは言えず、物理的に距離が近いだけで、小中一貫の教育が十分に進むとは言えない様子が確認できる。また上述のとおり、小学校で確認できている子どもの特徴を中学校に十分引き継ぐことが出来ないケースも一部にあり、子どもの学びはもとより、安心した環境の中での育ちが確保されない懸念がある。

4－5：学習指導要領改訂の動きを踏まえた、「裁量」を最大限活かした学校づくりの必要性

- 学習指導要領の改訂に向けた議論では、「学びをデザインする高度専門職としての教師」「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白」等が土台に位置付けられるとともに、総合的な勤務環境の整備等も記載され、働き方改革の取組が一層推進するとともに、各学校・各教師が与えられた裁量をいかに活用するかが、学校経営において非常に重要な要素となる。
- さらに、国の高校無償化の政策や東京都の私立中学校の授業料支援策の動向によっては、中学受験率がさらに高まる可能性がある。つまり、裁量の活用次第で、子ども・保護者が積極的に選ぶ学校にも、積極的に選ばない学校にもなる可能性がある。
- 今般の協議の中では、令和7年度以前の学力、体力、長期欠席者数、WebQU 等の学校別の経年データを提示したが、日本で 2 番目に市域の狭い市内だが、学校ごとに強みと弱みがある様子がうかがえた。翻れば、(家庭の経済力に関する大きな違いがなくとも)学校裁量のもと定められる経営方針、これに基づき提供される教育内容・質によって、子どもたちの身につく力は異なることの証左ともいえる。今後、裁量を有効に活用できない学校は、子ども・保護者・地域から疑問や懸念を持たれるとともに、それらの意見に対する説明責任を果たすことは難しくなるだろう。
- このような裁量を学校管理職が最大限有効に活用するためには、一人一人の教師の「子どものために～したい」と考え、実行する力を活かす必要がある。高度専門職である一人一人の教師が本来の役割である教育の質の向上を目指し、目の前の子どもに向き合い、どういった教育課程・授業を実現すべきかを検討し、実践と省察を働き甲斐をもって繰り返す必要がある。そのためには、教師の働きやすさを確保できるよう、業務改善や業務負荷の軽減が不可欠である。

5. 今後の協議に当たって留意したい点

- 今後、個々の状況に応じて個別の学校整備において対応すべき部分については、教育委員会の附属機関として設置する審議会において、施設整備に注力した検討を行うことが望ましく、安全な施設整備の確保だけでなく、市財政や市のコミュニティ、環境への配慮等、市長部局との一層の連携が必要となる。月に1回程度の頻度で協議を集中して深めることが必要となるが、その際に、①全てにおいてメリットのみの学校規模はなく、最初から完璧な仕組みはないこと、②学校において立場の弱い人の声を聞いているかを確認することには特に留意されたい。
- また、全ての狛江市立学校で実現すべき基礎部分とも言える部分については、いずれも令和16年度を待たずとも、早急に着手すべき顕在化した課題といえる。特に特別支援教室の全校拠点校化や校内別室の一層の充実を行う場合、現行の教育委員会の施策を大幅に見直すことが必要となり、利用する子どもの声はもとより、子どもの支援に課題感を持つ教職員・保護者の声も十分に反映できる連絡協議会において、情報共有のうえ、検討を進めることが必要となり、令和9年度から「多様な子どものニーズに対応する学校づくりに関する連絡協議会」を設置することが望ましい。
- いずれにしても、子どもの生活、子どもを取り巻く環境は今後も急速に変化する可能性があり、今後の計画策定においても、これらの変化の兆しを把握し、言語化していく努力が必要となる。

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会

委員名簿

(敬称略)

(会長◎、副会長○)

狛江市立狛江第三小学校	校長	そそぎ 淋	しんいちろう 慎一郎
◎狛江市立和泉小学校	校長	す み 鷺見	しんたろう 真太郎
狛江市立狛江第一中学校	校長	きしだ 岸田	かずゆき 和之
狛江市立狛江第四中学校	副校長	うえはら 上原	たかえ 孝枝
狛江市立狛江第三小学校	主幹教諭	はぎわら 萩原	なおき 直樹
狛江市立狛江第五小学校	主任教諭	はら 原	ゆうすけ 雄介
○狛江市立狛江第一中学校	主幹教諭	かわはら 河原	けんたろう 健太郎
狛江市立狛江第三中学校	主幹教諭	おやま 小山	ひろし 博史
元狛江第一小学校 PTA 会長		や た べ 谷田部	かずとも 一友
狛江市青少年第二育成委員会	委員長	ものべ 物部	しんや 伸也
三中ゾーン学校運営協議会	委員	しげひら 繁平	みつのり 光伯
四中ゾーン学校運営協議会	会長	ち ば 千葉	けいじゅ 桂樹

※オブザーバー：統括コーディネーター

すみとも 住友
かずこ 和子